

交付図書の訂正について

令和6年3月8日付けで入札公告を行った「(工事名) 道東自動車道 長流枝スマート IC 工事」に係る交付図書に一部誤りがあったため、別添のとおり訂正します。

なお、訂正した交付図書は、競争参加資格申請者へ送付いたします。

令和6年5月21日

契約責任者

東日本高速道路株式会社北海道支社

支社長 堀 圭 一

【訂正図書】

- ・⑨【特記仕様書】道東自動車道 長流枝スマート IC 工事
- ・⑨【設計図】道東自動車道 長流枝スマート IC 工事

※訂正箇所は、別添「正誤表」をご確認ください

正誤表(1)

工事件名) 道東自動車道 長流枝スマートIC工事

修正箇所	正誤区分														
<p>特記仕様書 25-11 軽量盛土工</p>	<p>25-11 軽量盛土工</p> <p>(1) 定義 軽量盛土工とは大型の発泡スチロールを盛土材料とし、その材料を専用の緊結金具により一体化して積み重ねることにより本線盛土を構築するものという。</p> <p>(2) 種別</p> <table border="1" data-bbox="608 450 1257 831"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軽量盛土工 軽量盛土材設置工 A</td> <td>型内発泡法によるD-20 (0.20 kN/m³) の発泡スチロールブロック及び緊結金具を用いて盛土を構築するもの</td> </tr> <tr> <td>軽量盛土工 軽量盛土材設置工 B</td> <td>押出发泡法によるDX-24H (0.24 kN/m³) の発泡スチロールブロック及び緊結金具を用いて盛土を構築するもの</td> </tr> <tr> <td>軽量盛土工 壁面材設置工</td> <td>発泡スチロールブロックの前面に各種壁面保護材を設置するもの</td> </tr> <tr> <td>軽量盛土工 床版コンクリート</td> <td>発泡スチロールブロックの中間部に軽量残存型枠を設置後、壁体構造を伴うコンクリート床版 (t=150mm) をコンクリート種別B 2-1により敷設するもの</td> </tr> <tr> <td>軽量盛土工 裏込め砕石</td> <td>軽量盛土工と地山の接点部に排水を目的として排水材 (t=5mm) 及び単粒砕石 (4号) を敷設するもの</td> </tr> <tr> <td>軽量盛土工 地覆コンクリート</td> <td>軽量盛土工上の防護柵の基礎コンクリートをコンクリート種別C 2-1により設置するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 適用すべき諸基準 適用すべき諸基準は以下のとおりとする。 ・(公社) 日本道路協会 道路土工 盛土工指針 (平成22年度版) ・発泡スチロール土木開発機構 EDO-EPS 工法設計・施工基準書 (2019年5月)</p> <p>(4) 材料及び施工 1) 材料は設計図書によるものの他、EDO-EPS 工法設計・施工基準書 (以下、施工基準書という。) 第3章 材料に記載されている内容に適合するものでなくてはならない。 2) 軽量盛土工で使用するコンクリートは共通仕様書8-2「構造物用コンクリート」によるものとする。 3) 施工は施工基準書の第6章 施工に記載されている内容を遵守し、湧水等の現地条件に十</p> <p style="text-align: center;">-37-</p>	単価表の項目	区分内容	軽量盛土工 軽量盛土材設置工 A	型内発泡法によるD-20 (0.20 kN/m ³) の発泡スチロールブロック及び緊結金具を用いて盛土を構築するもの	軽量盛土工 軽量盛土材設置工 B	押出发泡法によるDX-24H (0.24 kN/m ³) の発泡スチロールブロック及び緊結金具を用いて盛土を構築するもの	軽量盛土工 壁面材設置工	発泡スチロールブロックの前面に各種壁面保護材を設置するもの	軽量盛土工 床版コンクリート	発泡スチロールブロックの中間部に軽量残存型枠を設置後、壁体構造を伴うコンクリート床版 (t=150mm) をコンクリート種別B 2-1により敷設するもの	軽量盛土工 裏込め砕石	軽量盛土工と地山の接点部に排水を目的として排水材 (t=5mm) 及び単粒砕石 (4号) を敷設するもの	軽量盛土工 地覆コンクリート	軽量盛土工上の防護柵の基礎コンクリートをコンクリート種別C 2-1により設置するもの
	単価表の項目	区分内容													
軽量盛土工 軽量盛土材設置工 A	型内発泡法によるD-20 (0.20 kN/m ³) の発泡スチロールブロック及び緊結金具を用いて盛土を構築するもの														
軽量盛土工 軽量盛土材設置工 B	押出发泡法によるDX-24H (0.24 kN/m ³) の発泡スチロールブロック及び緊結金具を用いて盛土を構築するもの														
軽量盛土工 壁面材設置工	発泡スチロールブロックの前面に各種壁面保護材を設置するもの														
軽量盛土工 床版コンクリート	発泡スチロールブロックの中間部に軽量残存型枠を設置後、壁体構造を伴うコンクリート床版 (t=150mm) をコンクリート種別B 2-1により敷設するもの														
軽量盛土工 裏込め砕石	軽量盛土工と地山の接点部に排水を目的として排水材 (t=5mm) 及び単粒砕石 (4号) を敷設するもの														
軽量盛土工 地覆コンクリート	軽量盛土工上の防護柵の基礎コンクリートをコンクリート種別C 2-1により設置するもの														
	<p>25-11 軽量盛土工</p> <p>(1) 定義 軽量盛土工とは大型の発泡スチロールを盛土材料とし、その材料を専用の緊結金具により一体化して積み重ねることにより本線盛土を構築するものという。</p> <p>(2) 種別</p> <table border="1" data-bbox="595 1317 1262 1709"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>軽量盛土工 軽量盛土材設置工 A</td> <td>型内発泡法によるD-20 (0.20 kN/m³) の発泡スチロールブロック及び緊結金具を用いて盛土を構築するもの</td> </tr> <tr> <td>軽量盛土工 軽量盛土材設置工 B</td> <td>押出发泡法によるDX-24H (0.24 kN/m³) の発泡スチロールブロック及び緊結金具を用いて盛土を構築するもの</td> </tr> <tr> <td>軽量盛土工 壁面材設置工</td> <td>発泡スチロールブロックの前面に各種壁面保護材を設置するもの</td> </tr> <tr> <td>軽量盛土工 床版コンクリート</td> <td>発泡スチロールブロックの中間部に軽量残存型枠を設置後、壁体構造を伴うコンクリート床版 (t=150mm) をコンクリート種別B 2-1により敷設するもの</td> </tr> <tr> <td>軽量盛土工 裏込め砕石</td> <td>軽量盛土工と地山の接点部に排水を目的として排水材 (t=5mm) 及び単粒砕石 (5号) を敷設するもの</td> </tr> <tr> <td>軽量盛土工 地覆コンクリート</td> <td>軽量盛土工上の防護柵の基礎コンクリートをコンクリート種別C 2-1により設置するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 適用すべき諸基準 適用すべき諸基準は以下のとおりとする。 ・(公社) 日本道路協会 道路土工 盛土工指針 (平成22年度版) ・発泡スチロール土木開発機構 EDO-EPS 工法設計・施工基準書 (2019年5月)</p> <p>(4) 材料及び施工 1) 材料は設計図書によるものの他、EDO-EPS 工法設計・施工基準書 (以下、施工基準書という。) 第3章 材料に記載されている内容に適合するものでなくてはならない。 2) 軽量盛土工で使用するコンクリートは共通仕様書8-2「構造物用コンクリート」によるものとする。 3) 施工は施工基準書の第6章 施工に記載されている内容を遵守し、湧水等の現地条件に十</p> <p style="text-align: center;">-37-</p>	単価表の項目	区分内容	軽量盛土工 軽量盛土材設置工 A	型内発泡法によるD-20 (0.20 kN/m ³) の発泡スチロールブロック及び緊結金具を用いて盛土を構築するもの	軽量盛土工 軽量盛土材設置工 B	押出发泡法によるDX-24H (0.24 kN/m ³) の発泡スチロールブロック及び緊結金具を用いて盛土を構築するもの	軽量盛土工 壁面材設置工	発泡スチロールブロックの前面に各種壁面保護材を設置するもの	軽量盛土工 床版コンクリート	発泡スチロールブロックの中間部に軽量残存型枠を設置後、壁体構造を伴うコンクリート床版 (t=150mm) をコンクリート種別B 2-1により敷設するもの	軽量盛土工 裏込め砕石	軽量盛土工と地山の接点部に排水を目的として排水材 (t=5mm) 及び単粒砕石 (5号) を敷設するもの	軽量盛土工 地覆コンクリート	軽量盛土工上の防護柵の基礎コンクリートをコンクリート種別C 2-1により設置するもの
単価表の項目	区分内容														
軽量盛土工 軽量盛土材設置工 A	型内発泡法によるD-20 (0.20 kN/m ³) の発泡スチロールブロック及び緊結金具を用いて盛土を構築するもの														
軽量盛土工 軽量盛土材設置工 B	押出发泡法によるDX-24H (0.24 kN/m ³) の発泡スチロールブロック及び緊結金具を用いて盛土を構築するもの														
軽量盛土工 壁面材設置工	発泡スチロールブロックの前面に各種壁面保護材を設置するもの														
軽量盛土工 床版コンクリート	発泡スチロールブロックの中間部に軽量残存型枠を設置後、壁体構造を伴うコンクリート床版 (t=150mm) をコンクリート種別B 2-1により敷設するもの														
軽量盛土工 裏込め砕石	軽量盛土工と地山の接点部に排水を目的として排水材 (t=5mm) 及び単粒砕石 (5号) を敷設するもの														
軽量盛土工 地覆コンクリート	軽量盛土工上の防護柵の基礎コンクリートをコンクリート種別C 2-1により設置するもの														

正誤表(2)

工事件名) 道東自動車道 長流枝スマートIC工事

修正箇所	正誤区分
<p>誤</p>	<div style="text-align: right;">1 / 71</div> <p style="text-align: center;">軽量盛土工 一般図</p>
<p>設計図 軽量盛土工 一般図</p>	<div style="text-align: right;">1 / 71</div> <p style="text-align: center;">軽量盛土工 一般図</p>